

ダイジェスト版

# 複式簿記から 公認会計士の世界へ

武蔵野大学 経済学部

2017年10月5日

公認会計士・監査審査会長

廣本 敏郎

# 本日の内容

---

- はじめに
- 会計なくして経済なし
- 私的会計から公的会計へ
- グローバルな監査品質の向上を目指して
- 公認会計士の活躍領域の拡大
- おわりに

---

# はじめに 審査会（CPA AOB）について

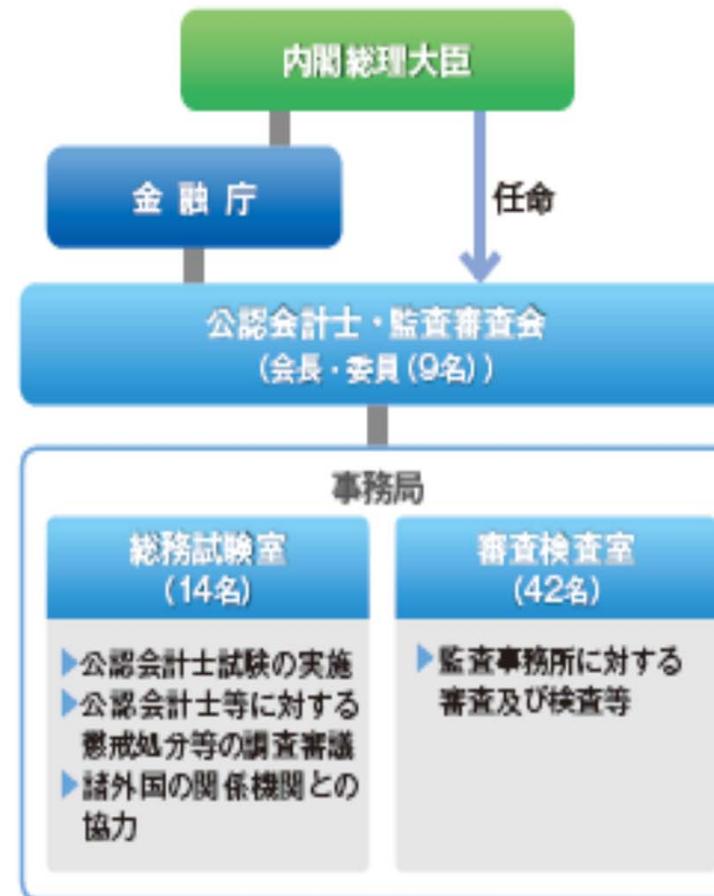
## ■ 審査会の組織、業務内容

審査会は、公認会計士法に基づき、会長及び委員9名以内で構成される合議制の機関として、金融庁に設置されています。会長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使します。会長及び委員の任期は3年です。現在、審査会は、廣本会長の下、第5期（平成28年4月～平成31年3月）の活動を行っています。

審査会の主な業務は以下のとおりです。

- ・ 公認会計士試験の実施
- ・ 監査事務所に対する審査及び検査等
- ・ 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれています。事務局は事務局長の下、総務試験室、審査検査室で構成されています。



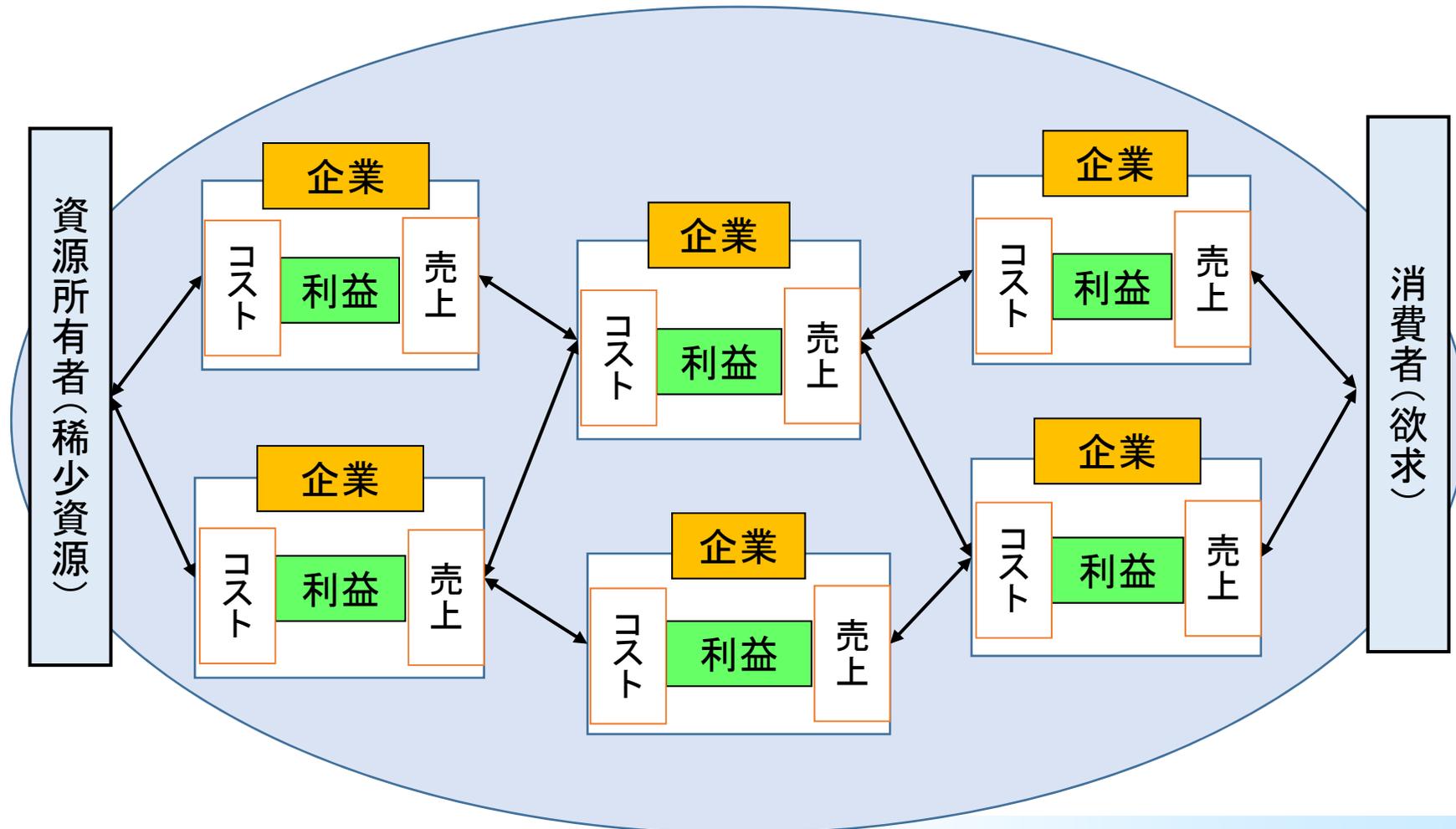
(注) 上記人員数は平成28年度定員ベース

---

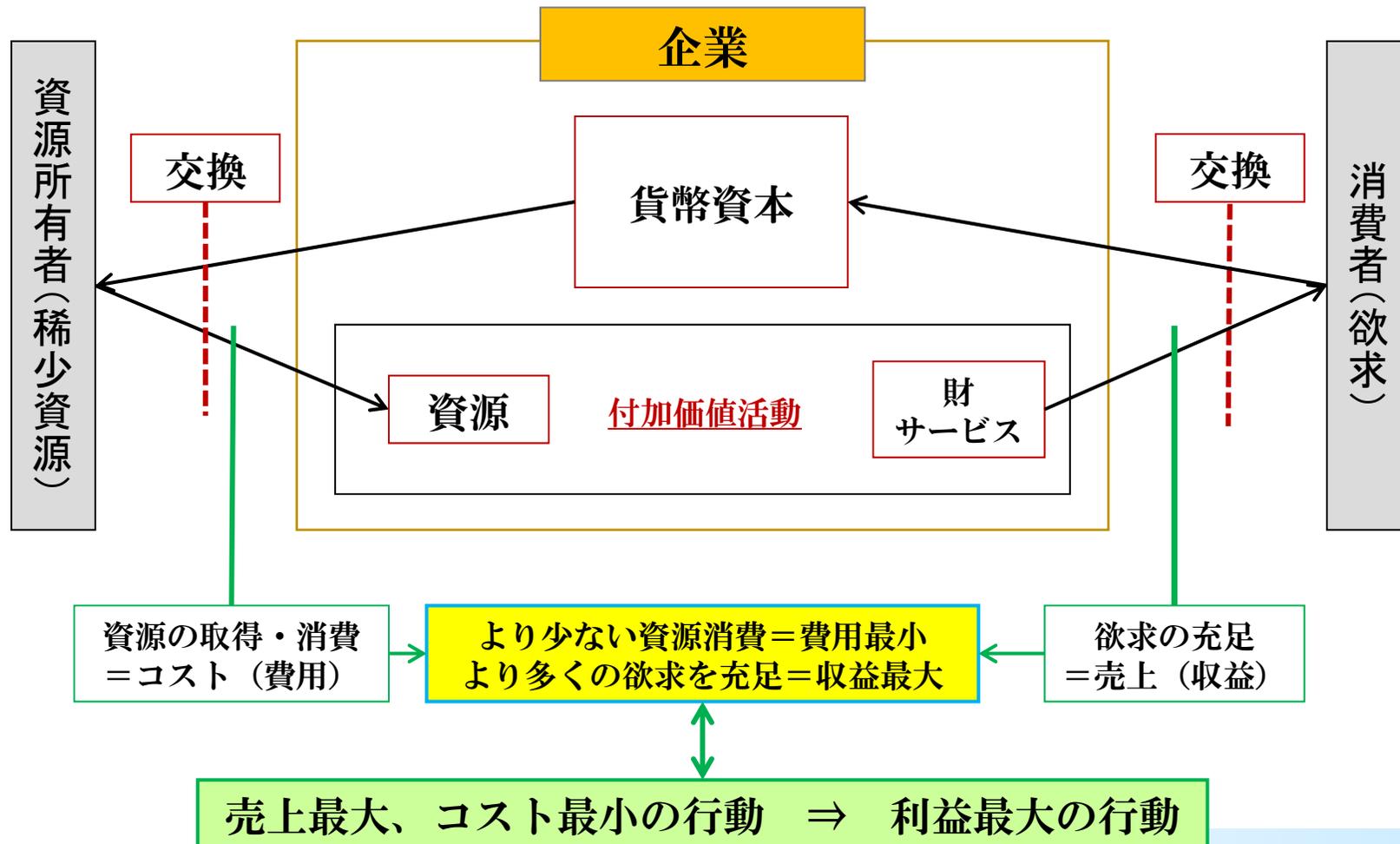
# 会計なくして経済なし

## 市場経済における簿記会計の意義

# 市場参加者の行動原理「売上最大、コスト最小」 ～市場経済の基礎となる複式簿記～



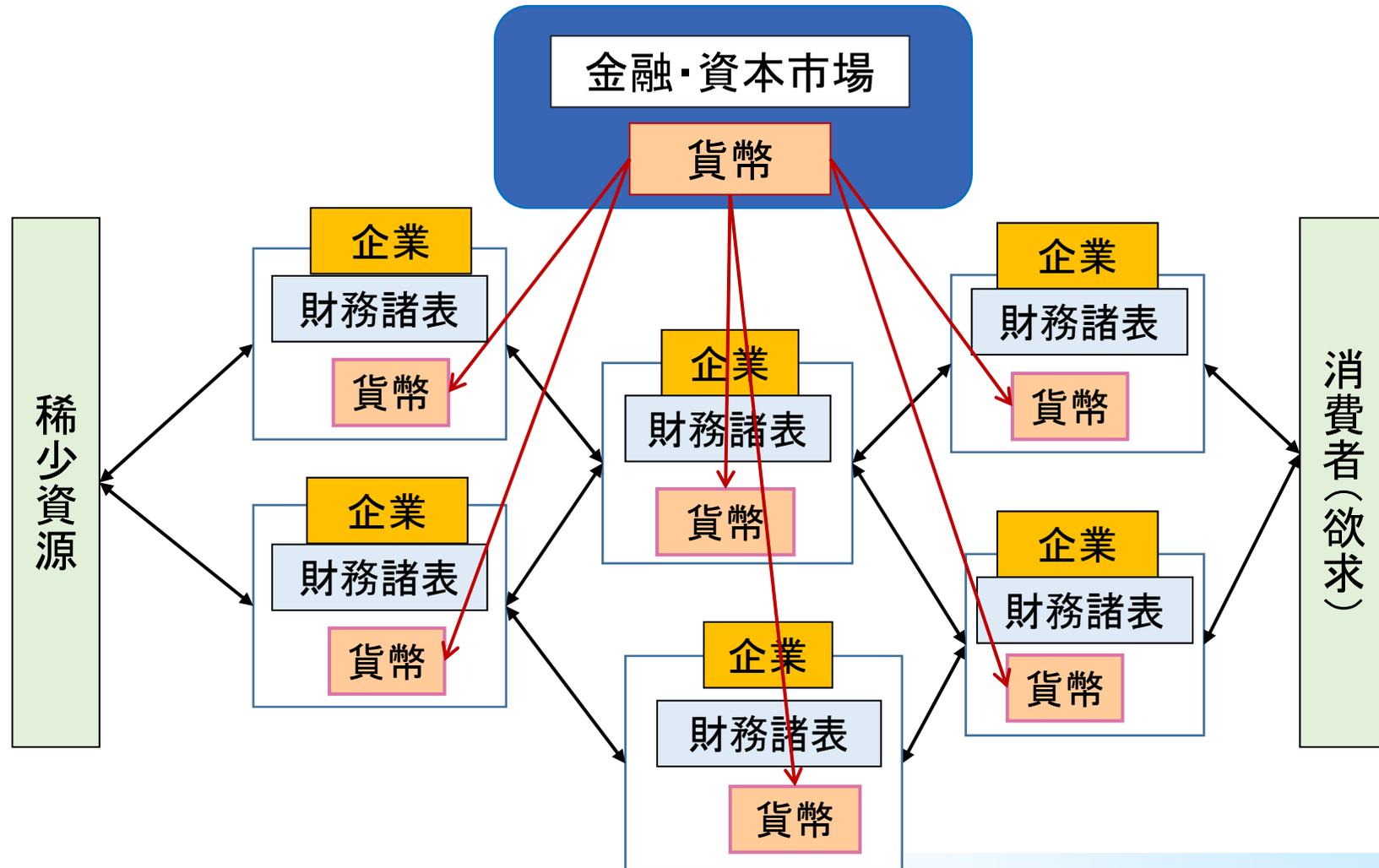
# 簿記会計による企業活動の見える化



---

# 私的会計から公的会計へ 会計の公的責務と公認会計士

# 金融・資本市場における財務情報の重要性



## 公認会計士の役割と責任 (1/3) ～所有と経営の分離～

---

- 企業が小規模で、その経営はオーナー経営者によって行われ、また、取引が比較的単純な性格のものであったときには、会計基準の必要性はほとんどなかった。しかし、
  - 大会社が出現、所有と経営の分離傾向が生じると、会計の任務は拡大された。
    - すなわち、オーナーでもある経営者のために会計を行うことに加えて、不在出資者への情報提供という機能が生まれた。

(続く)

## 公認会計士の役割と責任 (2/3) ～私的な会計から公的な会計へ～

---

- 大会社は準公共的な制度であり、大規模企業の行動を通じて社会的協力を遂行する機構である。大会社の業務活動は、直接の経営者や株主達の関心事たるにとどまらない。会社経営者の責任は、広く各種の方向に行き渡っている。
  - かくして、信頼し得る、適切な情報を提供するという会計の義務は、公衆の利益に結びつき、会計は公的な性格を帯びてきた。

(続く)

## 公認会計士の役割と責任 (3/3) ～私的な会計から公的な会計へ～

---

- 会計の公的な義務が認識されているかどうかを見究める、という役割の多くは、公認会計士の肩にかかっている。
  - 公認会計士は、この責任を果たすため、広い理解と鋭い正義感、そして高度の独立性を備えなければならない。

(ペイトン＝リトルトン (中島省吾訳) 『会社会計基準 序説 (改訳)』 森山書店、1958年、1-6頁)

---

# グローバルな監査品質の向上を 目指して

# 世界における監査監督機関の設置

- 2000年代初頭、エンロン事件（2001年）、ワールドコム事件（2002年）など大規模な不正会計事件の発生を受けて、公的な監査監督機関の設立の重要性が世界的に認識された。
  - 米国では、サーベンス・オクスリー法に基づき2002年にPCAOBが設立されたが、その後、2003年にはカナダにCPAB、フランスにH3C、2004年に英国にFRC、我が国にもCPAAOBが設立された。

# IFIARの設立

- 世界各国で監査監督機関が設置された後、相互の情報交換の必要性が認識され、定期的に国際会議が開催されるようになった。
  - 第1回会議は、金融安定化フォーラム（FSF）の呼びかけで、2004年9月に米国ワシントンで開催された。
- 2006年9月に開催された第5回会議で同会議を発展的に解消することとし、新たに「監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR）の設立が合意された。
  - 第1回IFIAR会合は、2007年3月に東京で開催された。

# 公認会計士監査を巡る最近の動向

---

- 監査における不正リスク対応基準（2013年3月）
- コーポレートガバナンス・コード（2015年6月）
- 会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（2015年11月）
- 金融庁・会計監査の在り方に関する懇談会提言「会計監査の信頼性確保のために」（2016年3月）
- 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）（2017年3月）
- IFIAR常設事務局の東京設置（2017年4月）

---

# 公認会計士の活躍領域の拡大

## 日本公認会計士協会HPより

---

- 1949年に東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所  
所に証券取引所が開設、1951年、証券取引法に  
基づく公認会計士監査が開始された。
  - 以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監  
査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加  
えられてきた。1966年には、企業の事業活動  
の大規模化に対応する組織的な監査を行うた  
め、監査法人が誕生。1967年には学校法人監  
査、1974年には商法に基づく公認会計士監査  
導入など公認会計士への要請は証券市場だけ  
でなく社会全般に拡大されていった。

## 日本公認会計士協会の会長声明

～ 「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 ～

- 平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、...また、平成27年9月に成立した「医療法の一部を改正する法律」により一定規模以上の医療法人にも公認会計士監査が導入されることになっています。
  - － 会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、... (続く)

## 「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 (続)

---

- 自ら研鑽に努めていただくようお願いします。
- なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保すると共に、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

(平成28年10月13日会長声明 (関根愛子) 「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 『会計・監査ジャーナル』 2016年12月、19頁)

## 公認会計士という職業の可能性

---

- 国際会計士連盟（IFAC）会長は、2015年12月に東京で開催されたシンポジウム「グローバル経済を支える公認会計士の魅力と社会的責務」の基調講演で、次のように語っています。
  - － 公認会計士は、グローバルな将来の可能性が素晴らしいキャリアであり、これからの公認会計士には、その将来の可能性に向けて広い視野を持ってほしい。
  - － 公認会計士は、社会からグローバルな視点と対応力が求められている。

## 公認会計士という職業の可能性（続）

---

皆さんは、公認会計士として身につける知識や手段を使って、いかに公共の利益に変化をもたらす貢献できるか、大胆な想像力で公認会計士という職業を進化させていってほしい。

そのためにも、次世代のリーダーとして常に正しい行いをすることによって、公認会計士という職業は最高レベルの倫理と行動に支えられているという価値観を守ってほしい。同時に、誠実さ、公正さ、善良さによって、キャリアの基盤を強化していってほしい。

（『会計・監査ジャーナル』2016年3月号、140-141頁）

---

**おわりに**  
**武蔵野大学の新たな挑戦**

## 2018年4月「会計ガバナンス学科」開設

---

- 経済学部
  - (現在) 経済学科、経営学科
  - (2018年4月～)
    - 会計ガバナンス学科、経済学科、経営学科
- 学科ポリシーより
  - 期待する能力：関心、態度・人格
    - 営利企業、非営利組織の管理に関心を持つ者
    - 企業社会をよくしようという高い志を持つ者
    - 自らの意思で粘り強く物事に取り組める者